

クロアチアへの入国について

2020年7月1日

在クロアチア日本国大使館

○2020年7月1日現在、クロアチアは、クロアチア国境の通過を禁止・制限する出入国制限措置を実施しています。この措置は、7月15日まで有効で、

- ①EU／シェンゲン域内の市民及びその家族
 - ②同地域内において合法的な滞在資格を持つ第3国の国民
- は対象外（制限なく入国可能）とされています。

さらに、上記以外の第3国（日本を含む）の国民についても、

- ・医療従事者、健康に関する研究者、高齢者ケア専門家、緊急の治療を要する者
- ・国境をまたいで勤務する労働者
- ・貨物運送業者及びその他必要とされる輸送要員
- ・外交官、執務中の警察官、市民保護当局関係者、国際機関職員、執務中の軍事要員
- ・乗換えの旅客
- ・観光、商用、その他経済的利害関係を有する者
- ・就学、その他緊急の私事情を有する者

は、例外として出入国制限措置の対象外（入国可能）とされています。

いずれの入国者も、[クロアチア公衆衛生局の勧告・指導](#)に従うことが求められます。

さらに、第3国の国民の入国には、支払い済みの宿泊施設の予約票やビジネス会議の招待状等、上記の目的で入国することを証明する資料の提示が求められます。

○[クロアチア内務省のウェブサイト](#)には、入国に関する「よくある質問」が掲載されているほか、同サイトでは、個別の状況に関する質問を受け付けており、入国の可否を問い合わせることができます（英語・ドイツ語・クロアチア語）。

○クロアチア政府は、入国予定者に対し、ウェブサイト「[Enter Croatia](#)」から人定事項や滞在先等を事前登録するよう推奨しています。事前登録は義務ではありませんが、内務省によりますと、事前登録を行っておけば、入国時の手続きが簡素化できるとのことです。

●日本の外務省は、クロアチアへの渡航について、感染症危険情報「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」を発出しています。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_188.html#ad-image-0

●6月29日、日本政府は、「日本における新型コロナウイルスに関する水際対策強化（新たな措置）」を発表しました。クロアチアを含む対象国から日本へ帰国した際の検疫強化措置（空港におけるPCR検査、14日間の自主隔離措置等）は、7月末まで延長されています。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C057.html